

# 岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門 分析計測分野内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター規程(平成16年岡大規程第82号)第6条第5項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野(以下「分析計測分野」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 分析計測分野は、岡山大学(以下「本学」という。)における各種共同大型分析機器等(以下「機器」という。)を整備し、これらを集中管理して学内での利用促進を図るとともに、分析技術の研究開発等を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

## (業務)

第3条 分析計測分野は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機器の管理及びその運用に関すること。
- 二 計測・分析技術の研究開発並びにこれらの情報の収集及び提供に関すること。
- 三 機器の利用及びその講習に関すること。
- 四 機器の共同利用に関すること。
- 五 本学の学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- 七 その他分析計測分野の目的を達成するために必要な事項

## (職員)

第4条 分析計測分野に次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 分野長
  - 二 専任教員
  - 三 技術職員
  - 四 その他必要な職員
- 2 職員は、分野長の命を受け、分析計測分野の業務に従事する。

## (機器管理責任者)

第5条 機器を管理する者(以下「機器管理責任者」という。)を置く。

- 2 機器管理責任者は、機器ごとに分野長が委嘱する。
- 3 機器管理責任者は、機器の操作及び維持並びに利用者の指導に関する業務を行い、必要に応じて機器の稼働状況等について分野長に報告するものとする。

## (運営会議)

第6条 分析計測分野に分析計測分野の運営に関する重要事項を審議するため、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測

分野運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員連絡会)第7条 分析計測分野に分析計測分野の具体的な運営事項を協議するため、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野職員連絡会(以下「職員連絡会」という。)を置く。

2 職員連絡会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 分野長

二 専任教員

三 技術職員

四 その他分野長が必要と認めた者

3 職員連絡会は、次の事項を協議する。

一 分野内規第3条に規定する業務を実施する上で必要な具体的事項

二 その他分野の業務を実施する上で必要な事項

4 職員連絡会に議長を置き、分野長をもって充てる。

5 議長は、職員連絡会を主宰する。

6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

7 職員連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 分析計測分野の事務は、自然系研究科等事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、分析計測分野に関し必要な事項は、分野長が別に定める。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。